

平成27年度 第6回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成27年10月16日（金） 13時30分から16時10分まで

2 場 所

千葉県教育会館6階604会議室

3 出席者

委員：吉門委員長、齋藤副委員長、
石川委員、前田委員、工藤委員、坂本委員、野村委員、村上委員、
近田委員、松菌委員、宮脇委員、柳委員

事務局：環境生活部 大竹次長

環境政策課 江利角副課長、田中班長、伊藤主査、
小島主査、東副主査、宮澤副主査

廃棄物指導課 坂元主査、川股副主査、鈴木技師

産業振興課 新井副主幹

事業者：新井総合施設㈱

傍聴人：21名

4 議題

- (1) 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）
- (2) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について

5 結果概要

- (1) 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に関して、事務局から配慮書手続状況（資料1）、関係市の意見（資料2）、これまでの審議等の論点整理の結果（資料4）について説明があり、それらを基にして作成した答申案（資料5）について審議が行われた。

答申案については、本委員会での採択は行われず、後日、事務局で修正したものを再度各委員が確認の上で答申とされることとなった。

- (2) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書に関して、事務局から手続状況（資料6）と住民意見の提出状況（資料7）について説明が行われた。その後、事業者から前回委員会とその後寄せられた意見に対する見解（資料8）の説明があり、審議が行われた。

次回委員会においても再度事業者の見解等を確認して審議を継続することとなった。

- (1)、(2)の審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料 1 : 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について

資料 2 : 市長意見の提出状況（市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書）

資料 3 : 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

資料 4 : 答申案審議に向けた論点整理（前回審議案件との比較）【委員限り】

資料 5 : 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案）

資料 6 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料 7 : 住民等意見の提出状況（君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書）【委員限り】

資料 8 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書 前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

参考資料 1 : （仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する千葉県知事意見

参考資料 2 : （仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

【別紙】

1 開会挨拶要旨

本日の案件は2件である。1件目は先月に引き続き、市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について、前回は答申案作成のための論点整理資料について説明させていただいた。その後、各委員や関係市長の意見を踏まえて論点整理資料を修正し、これを基に事務局で答申案を作成したので御審議をお願いする。

2件目は、君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について、前回に引き続きとなるが、前回委員会での意見等について、事業者から見解等の説明がされる予定となっており、御審議をお願いする。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りたい。

2 議事

(1) 市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書について（答申案）

市原火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に関して、事務局から配慮書手続状況（資料1）、関係市の意見（資料2）、これまでの審議等の論点整理の結果（資料4）について説明があり、それらを基にして作成した答申案（資料5）について審議が行われた。

（事務局）

資料4は、前回委員会で示した内容に、資料2の3市長の意見、前回委員会及びアセス委員会後の委員の意見を追加して修正したものとなる。

追加修正箇所を中心に説明する。

1全般事項の（3）その他として、石油タンクの解体撤去工事についての記載については、前回委員会で、石油タンクの解体撤去工事は、石油事業の合理化の一環であり、当該アセスとは直接関係しないとの事業者からの説明があったことから、事務局としては答申案には項目として盛り込まずに削除することとした。

3各論（1）②について、短期高濃度条件等を考慮した調査の実施と適切な環境保全措置を求める内容であり、市原市長と委員からバックグラウンド濃度の設定に関する意見があったことを踏まえ、現地調査結果を含めた現況濃度の把握によりバックグラウンド濃度の予測を行うよう求める旨を追加している。

⑥の石炭粉じんに関する項目について、計画では密閉式の運炭設備、貯炭設備を用いる計画であるが、詳細の記載がないことから、詳細について明らかにするとともに、粉じんの飛散のおそれがある場合には調査、予測及び評価を行うこととして、事務局で修正をした。

(2) 騒音振動の①について、騒音を発生する機器の設置に当たっては、騒音に配慮した事業計画とするよう求める内容である。本計画では事業実施想定区域から住宅地域まで最短で400mとなっているが、距離については「近傍」との表現に修正した。

(3) 水質の③について、温排水の調査、予測及び評価を求め、その際に周辺事業場からの温排水の影響を踏まえ、海水温、沿岸流等を考慮することを求める内容である。袖ヶ浦市長から、考慮事項として季節別の海水温について意見があったことから、「実際の海水温」としていたものを「季節別の海水温」に表現を修正した。

④は、温排水の予測、評価について、諸元や結果の分かりやすい記載を求める内容である。袖ヶ浦市長から、諸元として海底地形を含めるよう意見があったことから、反映させることとした。

(4) 土壌については、委員からタンク跡地の土壌汚染等への対応について意見があったことから新たに追加した項目であり、「石油タンク撤去予定地に発電施設を設置することから、当該土地の土壌汚染の現況を方法書以降の図書において明らかにすること。」とした。

(6) 景観については、市原市長及び千葉市長から景観に関する意見があったことから新たに追加した項目であり、「地域の景観と調和する計画とともに、海上からの景観についても配慮すること。」とした。

(8) 温室効果ガス等の②について、先進的な発電技術の検討経緯について明らかにするよう求める意見であるが、千葉市長からバイオマス混焼の導入に関しても検討するよう意見があったことから、検討経緯の項目にバイオマス混焼の導入について文言を追加することとした。

以上が、前回委員会から修正した内容となる。この資料4の内容を基に答申案(資料5)を作成した。

答申案の前文は、前回の千葉袖ヶ浦火力発電所での答申を基に作成している。

前回の答申からの主な修正点としては、千葉袖ヶ浦火力発電所では盤洲干潟が近傍に存在していたが、今回は小学校等の存在について言及することとしたこと。事業規模が千葉袖ヶ浦火力は200万kWで「国内最大級」としていたが、今回は100万キロワットなので表現を「大規模な」としたこと等である。

なお、記書き以下の項目については、資料4と同様である。

以上、資料4、資料5について御意見をいただきたいので、御審議をよろしく願います。

【審議】

(委員)

市長意見でバイオマス混焼の意見があり、今回の答申案に反映してバイオマス混焼の文言を入れているが、市からの希望があったから取り入れているのか。

または、この地域において、バイオマス混焼を行うに当たってのバイオマス資源が発生しており、需要があると考えて意見に反映しているのか。

意見の背景について分かれば説明をお願いします。

(事務局)

千葉県は平坦な地形のため、木質等のバイオマス資源は豊富ではない。

アセス法では、市長意見について勘案して知事意見を述べることとされている。また、前回の千葉袖ヶ浦火力発電所の配慮書には、バイオマス混焼も検討する旨が記載されていたが、今回の事業者の配慮書には同様の記載はなかったため、事業者に検討を促すことも考え、意見に反映した。

(委員)

前回検討した千葉袖ヶ浦火力発電所と、今回の市原火力発電所で、当該地域には合わせて300万kWの火力発電所が増加するが、それによる環境影響について複合的、累積的な影響をどの段階でどのように判断をするのか。

個々のアセスだけを行うと、両方の供用時に累積的・複合的な影響が出てくるが、アセス図書においては、お互いの事業に対して全く触れない。

このことについて、県としてはどのように今後環境影響の低減を図ることを考えているのか、教えていただきたい。

(事務局)

今回、県の内部でも複数事業の累積的な影響について議論があった。

しかし、現在は配慮書段階であり、排ガスの吐出速度等の詳細な諸元が示されていない状況のため、他の施設を含めたシミュレーションは困難と思われる。

これを踏まえて、次の方法書の段階において、県としては改めて複合的な影響について検討していきたいと考えている。

(委員)

前回、委員からも同様の意見が出ていたが、配慮書手続の位置付けが難しく、現段階では意見を出しておき、方法書の段階での対応を求めることになり、それ以上のものには成り難いため、今の御意見のような懸念について、どのように組み込むか難しい点と思う。

計画を具体化し、アセスメントの手法の検討を行う方法書の段階で、具体的な検討を行うというのが、事務局からの回答と思う。

(委員)

似たような事業のアセス図書について、提出されるタイミングが違う場合、後に提出された方が意見としては厳しくなることも予想されるが、意見に差がついても良いものなのか。

(事務局)

同様の事業であっても数年の差があれば、その時点のバックグラウンド等に基づき予測評価が行われるため、あまり配慮の必要はないと思われる。

しかし、今回のように数カ月の差で提出があった場合に、一つ目よりも二つ目の事業に厳しくなることはあり得るが、これについて平等に扱うかどうかについては、県の内部でも意見が出ている。

しかし、アセス制度の、アセス手続きを通じて環境に対してより良い事業計画にしていくという趣旨からすれば、2つ目の事業の方が厳しい意見となったとしてもやむを得ない面もあると考える。

(委員)

アセスメント手続きが終わった後の、事業着手後の状況が実際にどうなるのかが大切だと考えるが、何年かごとに、実際の状況を検証、報告させることはできないのか。

海水の温度等の問題があると思われる点について、周辺事業場からの複合的な影響が実際に明らかになった時点で再度チェックすることも含めた内容で、答申することがあっても良いと考える。

(事務局)

アセスメントは、事業着手前の許認可手続きまでに実施するため、許認可後に再度アセス手続きを踏ませることは法令上できない。

ただし、事後調査制度として、工事中や供用後3年程度のモニタリングを実施し、その結果を知事に報告する制度があるため、その中で供用後の監視項目を意見としてつけるのは可能である。

(委員)

アセスで示された基準を保つことを条件に付けることはできないのか。

(事務局)

アセス制度は許認可ではないので、こちらから高い基準を規定して守らせることまでは難しい。

アセス手続きの中で、より高い目標を持って事業を行うよう促すことが趣旨となる。

なお、事業者が自主的に立てた高い目標を遵守するように求めることは可能である。

(委員)

そうであれば、事業者の厚意に頼るものとなるのか。その場合、複数の事業により積み重なった影響というのは、誰がどのように責任を持って対応するのか。

(委員)

環境影響評価は、事業を始めるに当たって環境に配慮するために必要な事項を事業者に提起し、それに沿って事業者が事業を実施してもらうための制度であり、事業を始めた結果として環境が悪化したことについては、環境影響評価の枠組みではなく、環境対策の分野の業務となる。

環境が悪化した際にどうすべきかは、環境影響評価の段階で指導することはできるが、担保することは難しい。事業の結果に対しては別の部門で対策が講じられることになる。

環境の悪化に対しては、アセスメント制度からの対応は難しいが、問題が放置されるわけではない。

(事務局)

御説明のとおり、県には環境の保全に係る部局があり、実際に環境の悪化が確認されれば、総量規制等の対応を条例改正等による規制的手法も含めて検討される。

(委員)

配慮書の手続きについても、複数の委員から疑問が寄せられていたが、配慮書に問題があるからといって、再度配慮書のやり直しを求める権限は、我々にはない。

あくまでも、配慮書を基に、事業計画や今後の方法書に反映すべき内容についての意見を出すもので、出された配慮書を否定する権限はない。

しかしながら、言うべきことは言わなければならない。

(委員)

土壌に関して、市原市の意見を勘案して土壌汚染の確認について追加したものと思う。現状は石油タンクが設置してあるが、タンク撤去後の汚染状況を所有者が確認したものを方法書に記載させるのか。

(事務局)

土壌汚染対策法の中で、撤去面積が3000㎡を超えれば、現在の所有者が調査を行うが、3000㎡に満たなければ確認をする義務は生じない。

汚染状況の確認を、現所有者、もしくは今回の事業者、どちらかに必ず実施してもらえるよう、特に実施する主体は明らかにせず、事業者として把握をして、方法書以降の図書に記載をすることを求める意見となる。

(委員)

大気質の⑥について、石炭の保管及び運搬に係る計画の詳細を明確にこの記載があるが、石炭だけではなく、石炭灰についても粉じんの発生に関して考える必要があり、石炭及び石炭灰として追記したほうが良いのではないか。

(事務局)

石炭灰については、(7) 廃棄物等で含まれていると考えている。

(委員)

石炭灰について、処理に関しては配慮書に記載されているが、処理の際の取り回し時に粉じんの発生が危惧される。

(事務局)

石炭灰に関して、大気質の⑥に「石炭及び石炭灰の…」として、追記したい。

(委員)

全体としては、前回審議した千葉袖ヶ浦火力発電所の配慮書と同様の案件なので、改めて検討する事項はあまりないと思われるが、いくつか意見が出されたことである。

答申案に対して、取り立てて文言の追加等の意見は出にくいとも思うが、他に意見はあるか。

(委員)

事務局に確認するが、配慮書での住民等意見は事業者に提出されるが、こち

らで確認することはできるのか。

(事務局)

法令の規定においては、住民等意見は事業者からも県に提出されるものではない。事業者において方法書の中で、住民等意見に対する見解の形で記載されるものと考えている。

(委員)

配慮書に対する意見は、県においても住民においても、意見が言いつばなしの要望のようなものであり、方法書を事業者が作成した段階で、意見が反映されていればそれでよいということになる。

配慮書は実質的な効果がどれだけあるのか、複数案の考え方についても疑問はあるが、制度としては理解しなければならない。

(委員)

特に意見も出ないようなので、答申案については了解したいと思う。最終的な答申としては若干の修正があるが、最終案としての答申が固まった段階で、後日、各委員に連絡があるかと思う。

(委員)

答申案についてではないが、アセス法において計画段階環境配慮書の取扱いは規定されているが、県の対応として、県条例の中で、計画段階環境配慮書に対して独自にどのような項目でどのように実施するかについて検討する必要がある。

2007年に環境省が作成した計画段階アセスのガイドラインは、アセス法で計画段階アセスが規定された際に廃止され、当時のガイドラインを根拠に、県が要綱で規定していた計画段階アセスについては宙に浮いてしまっている。

県の政策として、改正法に見合う形で条例の改正を行うのかどうか、しっかり考えなければならない。計画段階アセスの制度を運用していると、今回の配慮書のような問題がどんどん生じてしまう。

今回の石炭火力のような案件では、配慮書の内容に対して、根拠がないために明確な指導ができず、結果として何も言えなくなってしまう。

条例の中で、規定する努力をしていただきたい。放射性物質のアセス条例での規定についても、現時点では手つかずの様子なので、併せてしっかり検討していくべきではないかと思う。

(委員)

各委員においても、同様の感覚を持っている方もいると思う。必要なことであれば、委員会においても議論をしたいと思うが、県はどのように考えているのか。

(事務局)

法改正が行われた際にも県では検討されたが、その時点では県にも計画段階アセスに関する要綱はあったが、対象は公共事業だけであった。

結論として、法改正を受けた後も、当該要綱は公共事業を対象としてそのままの形で残している。

配慮書手続きは、前回の千葉袖ヶ浦火力発電所と今回の市原火力発電所の計画が初めてであり、実例がこれまでなかったため、事務局としてもどのような問題が生じるのか、把握できていなかったところがある。

2件の配慮書案件を審議いただいた中で、課題も出てきていることから、それを踏まえて、県の中で検討させていただきたいと考えている。

(委員)

今後、事例を経験した中で、県から対応を提起していただけるのを待ちたいと思う。

以上で、市原火力発電所に係る答申案の審議は終了としたい。

(事務局)

本日の審議を基に答申案の修正を行い、事務局においても文言等の確認を再度行い、大きな変更はないと思われるが、委員長、副委員長と相談の上で、最終的な案を各委員に示すこととしたい。

(2) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について

① 事務局から手続き状況(資料6)と住民意見の提出状況(資料7)について説明が行われた。

(事務局)

準備書手続きについて、準備書の縦覧を9月1日から9月30日まで行い終了しており、縦覧期間中に事業者が準備書の説明会を9月19日、20日の2回行っている。

また、住民等意見の提出期限は10月15日であり、県に14通の住民等意見が提出された。市長村長意見の提出期限は12月21日、知事意見の提出期限は3月上旬となる見込みである。

資料7については、県に寄せられた14通の住民等意見を簡単に整理したものである。昨日が提出期限であったため、まだ精査していないので、参考程度として見ていただきたい。

意見の内容として多く寄せられているのは、集中豪雨に関する対応、地震に対する対応が必要ではないかとの意見。第I期処分場の漏水関係へ対応が必要ではないかとの意見が多く寄せられている。

内容については、今後精査の上で、再度お示しすることとしたい。

(委員)

特に意見等がなければ事業者からの説明に進むこととする。

- ② 事業者から前回委員会とその後寄せられた意見に対する見解(資料8)の説明があり、審議が行われた。

【審議】

(委員)

資料8のNo6について、放流水の全窒素濃度が19mg/Lとあるが、河川水により希釈される前の濃度なのか。

(事業者)

処理水を放流する際の濃度となる。

(委員)

河川に合流して希釈された場合、どの程度まで下がるのか。

(事業者)

農業用水として利用している怒田橋地点で4mg/Lとする計画である。

(委員)

流量調整により調整するのか。放流口から利水地点までどのくらいの距離があるのか。19mg/Lは高い値なので、本当に影響を与えないのか確認したい。

(事業者)

処分場の原水の全窒素濃度は最大200mg/Lであり、かなり高い値となっている。これを処理し、放流時には最大で19mg/Lとする。そして、放流地点か

ら約 2 km 下流では 4 mg/L 以下となる。

(委員)

2 km あれば希釈はされると思われる。一方、りんについても重要と思われるが、りんも同様に希釈が見込まれ基準はクリアできるのか。

(事業者)

同様に基準がクリアできるように計画している。

(委員)

質問となるが、準備書 2-38 で水処理の脱塩に伴う副生塩について書かれており、結構な量が出るとされている。副生塩の処分方法は産業廃棄物処理業者に委託すると記載されているが、具体的にどのような処理をしているのか。

(事業者)

現在稼働している第Ⅱ期処分場において、既に脱塩処理は実施していることから、今回の第Ⅲ期処分場増設計画においても同様の処理を行う計画である。

現在、発生している副生塩は中間処理業者に委託した上で、大阪方面で外部委託により埋立処分が行われている。第Ⅲ期処分場においても同様の処理を行う予定として準備書に記載している。

(委員)

首都圏近郊での処理は難しいのか。

(事業者)

運搬コスト等の面を含めて、できる限り近県で処理をしたいが、現状としては説明のとおり処理となっている。

(委員)

準備書 2-47 で排水機能の強化として、処分場の底面を全面砕石層とするとしている。

透水のために砕石層を作るのは非常に良いと考えるが、実際に他所で同様の施工の事例があるのか。また、遮水シート上に砕石を直接敷くのか、それとも保護シート、砂層等で保護層を作った上で砕石を敷くのか、可能であれば説明願いたい。

(事業者)

砕石層について、遮水シートに直接荷重がかかることにより問題が発生しては困るので、砕石を直接敷くことは考えていない。保護層を作った上で砕石を敷き、雨水集排水管以外でも透水を確保できる構造にしたいと考えている。

(委員)

排水等が問題となる処分場も多いので、良い取り組みと思う。積極的に排水機能を高める措置を進めていただければと思う。

(委員)

環境影響評価の項目にないため、住民からは放射性物質のモニタリングについても問われることになると思う。安全基準がないためにモニタリングを実施しないのか、県からモニタリングについての指導が行われれば実施するのか。

最近4年程、震災で色々な形で避難をしている方々について全国で調査をしているが、その中では、放射線については数値が問題ではなく、モニタリングを行われていないことが、不安を煽っている様子であり、住民にとっては分からないことが不安となる。

住民からの意見も出ているので、制度としてモニタリングを義務付けることは可能なのか。

アセスメントとは直接関係のない質問となったが、現地調査の際には、事業者からは放射性物質は入ってこない旨の説明もあったと思うので、どのように考えているのか教えてほしい。

(事務局)

御質問の制度的な面について、県から説明をする。

アセスメントとは直接の関係はないが、 8000 Bq 以下の放射能の汚染度が低い特定廃棄物については、管理型の最終処分場で処分方法を規定して処分が可能とされており、特定廃棄物が処分場に持ち込まれる際には、県では埋立物の汚染のレベル、埋立てた位置の把握、空間線量、排水中の放射性物質質量について測定を行い公表をするよう指導をしている。

県としても、住民から県にも確認の要望があることから、定期的に現地の空間線量の測定を行っている。

(委員)

対応しているにも関わらず、住民から意見が出ていることになるが、アセスメント上では、放射性物質に関しては取り扱わず、別途対応を行うということ

なのか。

(事務局)

実態として、県で施設の許認可を行っている部署があるので、その部署での指導の一環として事業者や県の測定の状況をホームページで公表をしている。

(委員)

アセスメントに関しての住民からの意見について、放射性物質について問われた場合、事業者ではなく県が今のように回答するのか。

(事務局)

住民意見に対しては事業者が回答する。今の説明は、千葉県 の 制度や指導の状況を説明したものである。

(委員)

事業者からの説明も願います。

(事業者)

現在、いわゆる事故由来の放射性廃棄物の受け入れについて、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8000Bq超の指定廃棄物は受け入れていない。

一方、8000Bq以下の事故由来の放射性廃棄物については、管理型処分場で埋立が可能となっていることから、埋立を行っている。

モニタリングについて重複した説明となるが、現地作業員等の被ばく線量のモニタリングに当たっての空間線量の測定を続けている。また、埋立て地点、付近の林道との境界、水処理施設等について、定点を決めて空間線量を定期的にモニタリングを行い、結果を自社のホームページで公開している。

廃棄物に含まれる放射性物質が浸出水に出てくることも考えられることから、浸出水も定期的に分析を行っている。さらに、処理水のモニタリングも定期的に行っている。これらの結果もホームページで公開している。

(委員)

答申までの期限はまだ日数的に余裕があり、今後も意見をする機会もあることから、本日の事業者に対しての審議は以上としたいと思うが、他に委員から意見はあるか。

(委員)

先ほど放射性物質に関しての意見があったが、埼玉県も条例改正により法に準じて先日対応したところであるので、千葉県も早く対応した方がよい。関東周辺で考えた場合、残っているのは千葉県くらいかと思う。

今回の案件についても、事業者が自ら実施しているとのことであるが、もう少し透明性を高める意味でも、アセスメントの図書に載るような形で対応した方がよいと思うので、早めの努力を期待したい。

(委員)

本日の事業者に対しての審議はこれで終了する。事業者には御退出願う。

[事業者退席]

(委員)

議案2について、今後の審議の方向性等について、意見があれば願います。

(委員)

事業場を整備する際に、せっかくのきれいな自然歩道の近くに猛々しい道路が出現することになる。

道路建設については、県の土木部署の管轄となると思うが、その方面からの確認も必要ではないか。

土木の観点だけでは、コンクリート等のがっちりとした柔らかさに欠けるものが作られてしまうので、配慮願えればと思う。

(委員)

委員は、現地を確認されているか。

(委員)

現地の確認はしていない。

(委員)

現在稼働している廃棄物処分場のために道路が作られているわけではなく、道路も必ずしもしっかりとした道路ではなく、いわゆる林道を利用している。利用しているダンプの台数も1日75台なので、それほど多いわけではないかと思う。

確認であるが、林道を作る場合のアセスメントはどのようなものが想定され

るのか。

(事務局)

アセス条例では、林道の場合は幅6.5 m以上、長さ10 km以上がアセスメント手続きの対象となる。

(委員)

現地を確認したところ、現場は未舗装路の砂利道で、そこを大型トラックが通ることになる。

景観の観点からの問題もあるかもしれないが、むしろ、トラックが巻き上げる粉じんによる健康被害等の物質的な影響の可能性が生じるので、ノスタルジックなことは考えない方が良いと考える。

(委員)

以上で本日の審議は終了としたい。傍聴者には御退席願う。

[傍聴者退席]